

会長報酬規則

(昭和五十五年三月十五日規則第三十七号)

改正 平成一八年 五月 一日

同 二一年一月一七日

同 二四年 四月一三日

同 二八年 一月二二日

同 二九年一月二二日

同 二九年一月二二日

(目的)

第一条 日本弁護士連合会会長（以下「会長」という。）の受ける報酬は、この規則の定めるところによる。

(報酬の種類)

第二条 会長の受ける報酬は、給与、賞与及び退職慰労金とする。

(報酬額)

第三条 会長の受ける給与の額は、月額百五万円とする。

2 新たに会長となった者には、その日（会則第六十三条第四項の規定により引き続き会長の職務を行う前会長がその職を離れる日と同じときは、翌日）から給与を支給

- 1 -

する。

3 会長の職（会則第六十三条第四項の規定により引き続き行うものを含む。）を離れた者には、その日まで給与を支給する。

4 第二項又は前項の規定により給与を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、支給する給与の額は、日割りによつて計算する。

5 会長の受ける賞与及び退職慰労金については、次に掲げる基準のとおりとし、具体的な額及び支給方法は、経理委員会がこれを定める。

一 賞与 月額給与の六か月分を超えない額

二 退職慰労金 月額給与の六・八か月分に八万円を加算した額を超えない額

6 経理委員会は、必要に応じて、会長について、住宅手当等の手当の支給を決定することができる。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年五月一日改正）

第三条第一項の改正規定は、平成十八年五月一日から施行する。

- 2 -

附 則（平成二十一年一月一七日改正）

第二条及び第三条の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年四月一三日改正）

第三条第二項から第五項までの改正規定は、平成二十四年四月十三日から施行する。

附 則（平成二十八年一月二二日改正）

第三条第一項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年一月二一日改正）

第三条第二項及び第三項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年一月二二日改正）

第三条第六項（新設）の改正規定は、平成二十九年十二月二十二日から施行する。